

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 7月28日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田治島集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年7月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

10 経営体数

法人 0 経営体

個人 9 経営体

認定農業者 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・農地の維持管理が不適切になると農地の改革・鳥獣害出没により被害の増大。

これにより人が被害を受ける可能性が考えられる。集落内での担い手・後継者の育成が急務である。

・担い手・後継者が安心して農業を営むには環境整備が重要である。

・担い手・後継者の所得を得る環境整備も重要課題である。